



## 弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

(51)

### 遺言と後見について考えましょう

#### 1・謹賀新年

が、母の認知が進んだ場合、費用は自分が負担します。少しでも皆さまの役に立つ情報提供ができるればと思っています。

#### 2・年末の相談

昨年末に、遺言や後見に関する相談をたくさん受けました。年末年始で親族が集まる機会が増えます。

#### 3・遺言について

お母さまのものになるのか。

#### 4・後見について

お母さまもそのつもりでしょ。

#### 5・相続について

お母さまのものになるのではありません。お母さまの財産を相続するが、何かと時間を割いてくれたことや費用負担をしてくれたことに配慮して、預貯金についても多めに渡したいと考えて

くれた場合には、お母さまの意思に沿った内容の遺言書を作成してもらえば良いのです。あくまでもお母さまが希望すれば、お母さまが自由に書き換えてお母さまが名義の財産を処分するなりして活用せんので、後見人を付けたり続けることは現実的ではありません。認知症になると、お母さまが後見も利用できます。

※なお、ここでの記述内容も未定です。やはりあくまでも私個人の意見ですので、その点、ご了承ください。

藤野恵介(ふじの・けいすけ)弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所)市北区梅田1-2-2-1000号、電話06-6345-1618(午前10時～午後5時)、E-mail:[p://umeda-law.jp](mailto:p://umeda-law.jp)。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員(遺言相続・家事・債務整理・交通・労働・建築)、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。読者や、その紹介でも初回相談料無料、電話也可。